

長崎県五島市福江町1番1号

給付 太郎 様

五島市長 野口 市太郎

住民税均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金支給要件確認書

住民税均等
に基づき、支給
以下の内容

【1】記載された支給口座に間違いがないか確認して下さい。
※記載なし、変更の場合は、下段の「支給口座変更」に記載して下さい。

支給方法	【1】口座振込
支給日	確認書を受取した日から3週間程度
支給口座	十八親和銀行 福江支店 普通 1234567 キュウフ タウ
支給額	50,000円

【2】 ■世帯主が記入してください。
①、②に該当する場合は、チェック欄（□）に✓を入れてください

①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。

②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

【2】 ①及び②の全てにチェックがある場合に限り、給付金が受け取れます。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※令和4年〇月〇日（〇）までに返信がない場合は、五島市は本給付金の受給を辞退したとみなします。

※本給付金を受取るには、必ず「【3】必ず、記載してください。」の欄に✓をご記入ください。

【私の世帯は給付金を受給しません □】

【3】 記入内容に相違ありません。（世帯主氏名、確認日及び電話番号を記入してください。）

世帯主氏名	給付 太郎	確認日	令和4年11月8日	(日中連絡取れる) 電話番号	090-123-456
-------	-------	-----	-----------	-------------------	-------------

以下の場合には裏面への記載、書類の添付が必要となります。

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込を希望する場合や、上記の口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

- 上記の口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、裏面の受取口座への振込を希望します。
- 五島市の水道料、住民税等の引落とし、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主（申請者）名義のもの
- この口座への振込を希望する場合、裏面の受取口座の確認について、水道課、税務課等に照会することを承諾します。（この場合、振込先金融機関口座確認書類の添付は不要）

【希望する口座】水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座（希望の場合、いずれか1つに✓）

「支給口座変更」